

〔事案 26-109〕 給付金支払請求

・平成 27 年 2 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたことを理由に、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年1月、早期胃がん治療のために入院・手術を受けたので、平成25年8月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、保険会社から告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も不支払となった。

しかし、告知時の状況について、以下の理由により、不支払は不当であるので、解除を取り消して、給付金等を支払ってほしい。

- (1) 医師からは「胃に『イボ』ができていますが全然問題ない」と告げられたが、「胃腺腫」とは告げられていない。
- (2) 告知書には「以下の臓器や検査の異常を指摘されたことがありますか」とされ、項目が限定的に列挙されているが、その中に「胃腺腫」は存在していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日時点で胃がん検診の受診結果を了知しており、告知書に記入しなかったことは申立人の重大な過失である。
- (2) 正しい告知があった場合、本契約は引受けできなかった。
- (3) 不告知事実と給付金請求の理由である「早期胃がん」には因果関係が存在するので給付金は支払われない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 告知義務違反の有無

- (1) 申立人は、平成 23 年 8 月、平成 24 年 7 月に胃がん検診を受け、胃部 X 線判定で「要精密検査」と判定・通知され、平成 23 年 10 月、平成 24 年 9 月に胃内視鏡検査および胃生検を受けた結果、それぞれ「胃腺腫」と診断されており、医師はそれぞれ診断された月に、申立人に「胃腺腫」と告げたと回答している。
- (2) 申立人は、平成 25 年 7 月の告知書の質問 A「過去 2 年以内に健康診断、人間ドックをうけたことがありますか。…健康診断・人間ドックとは…『がん検診』…を含みます。」に「うけた」と回答し、質問 B「以下の臓器…の異常を指摘されたことがありますか。（要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。…）…胃腸…」に「いいえ」と回答したが、上記(1)によると、「はい」と回答するべきであり、告知義務違反は存在する。

2. 故意または重大な過失の有無

- (1) 申立人は、医師から「胃腺腫」と告げられた記憶はなく、「イボだから何も心配ない」と告

げられたから病気とは思わなかったと供述するが、告知書の質問Bは、健康診断等で「臓器」の異常を指摘されたことがあるかということである。質問では「要精密検査」を含むことが明記され、「臓器」には「胃腸」が記載されている。

(2) 申立人は質問Bには「胃腺腫」という文字がないとも主張するが、上記(1)のとおり、病名を訊いている質問ではなく、「臓器」に異常を指摘されたことがあるか聞いているものである。

(3) よって、告知義務違反は、少なくとも申立人の「重大な過失」によるものである。

3. 本件解除の正当性等

以上より、保険会社による契約解除は正当なものであり、給付金支払事由である胃がんと、解除の原因となった不告知事実に因果関係があることは明らかであるため、給付金の不支払いも正当と認められる。